



日本
Japan Tiger and Elephant Fund

WILDAID

海外注文承ります

TOKYO 象牙

止まらぬ象牙の違法輸出、その裏側に潜む実態に関する調査

WildAid について

ワイルドエイドは、野生生物の違法取引を現世代で終焉させることを使命とする非営利団体である。多くの野生生物保護団体が密猟に焦点を当てるのに対し、フカヒレ、サイ角、象牙、センザンコウのうろこ、ウミガメ製品等野生生物製品の地球規模での消費に取り組む。親善大使を務める著名人のリスト、協力メディアのグローバルなネットワークは他の追随を許さない。メディアの社会貢献による支援としてと年間2億3000万ドル以上に相当する広報枠の提供を受け、簡潔なメッセージを世界に発信している：「買わなければ殺されない。」
詳細については→ www.wildaid.org

JTEF について

認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金(JTEF)は、野生の生きものの立場に立ってその世界を守り、それを通じて生物多様性を保全するとともに人間の自然環境を守ることをめざして設立された非営利、非政府の団体である。JTEFは日本がかかわる野生生物犯罪を撲滅し、また非持続的な野生生物取引を消滅させるために、野生動物市場を調査し、法制度の分析を行い、法執行機関および目標を共有する世界と日本の組織と協力する。詳細については→ www.jtef.jp

謝辞

トラ・ゾウ保護基金は、Environmental Investigation Agency USおよび(公財)緑の地球環境基金からいただいた助成に対して心より感謝申し上げます。

要約

日本からの象牙の違法輸出が止まらない。今日世界でもっともオープンかつ大規模な合法象牙市場を擁する日本は、自国の市場は象牙の違法取引の一因となっていないと主張し続けているが、日本から輸出された象牙が、中国を主とする外国で次々と押収されているのが現実である。日本国内で象牙が広く合法的に販売されていることが、海外の需要に応える違法輸出を助長しているのではないかとその裏付けを得るために、WildAidとJTEFは、東京で象牙ビジネスを行う2つの中国人経営の会社に対する覆面調査を実施した。これらの業者は、いずれも中国人を主たる顧客としている。1つの業者は、この店舗で象牙を買い付けた顧客が、中国の税関で象牙を発見され、「10何人くらい刑務所に入っている」と語った。もう1つの業者は、自社工場に蓄える数万本の象牙カット・ピースから中国人向け定番商品を製造するだけでなく、中国本土にいる顧客からの個別オーダーに応じて象牙製品を製造販売していた。これらの象牙ビジネスは、明らかに販売した象牙が海外に持ち出されるという想定の下に成り立っている。その一方、これらの業者は、決して顧客の輸出行為へ関与しないと同時に、国内取引に関する規制は完全に遵守し、象牙ビジネスを堂々としているのである。日本が違法な象牙輸出へのかかわりを断つためには、ワシントン条約決議を遵守して、緊急にその合法象牙市場を閉鎖する以外に方法はない。特に、日本の象牙販売および違法輸出の中心拠点である東京では、全国レベルの措置を待つことなく都内の象牙取引を禁止すべきである。



背景

■ ワシントン条約における国内象牙市場閉鎖決議

アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) は、国際取引される象牙を目当てとした密猟によって2006年から2015年の9年間で11万1000頭を失い、その個体数は減少傾向にある¹。この問題に対処するため、2016年、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)第17回締約国会議(CoP17)は、密猟または違法取引の一因となっている国内象牙市場を有する国に対し、その閉鎖を勧告した。しかし、今日世界でもっともオープンかつ大規模な合法象牙市場を擁する日本²は、その市場は「密猟または違法取引の一因」となっておらず、決議の対象でないとして居直っている³。この日本の態度に危機感を覚えたアフリカ諸国は、2019年のワシントン条約CoP18において、日本を含む未閉鎖国に迅速な市場閉鎖を求めるよう提案し⁴その成果として、閉鎖決議の実施に関する一連の決定が会議で採択された⁵。



©Shin Yoshino

■ 止まらない日本からの違法な象牙輸出

国際社会が懸念しているのは、日本の合法象牙市場が、違法に輸入される象牙の隠れ蓑となることに加え、違法輸出される象牙の巨大な供給源になっていることである⁶。Environmental Investigation Agency(EIA)が、報道等により公表された情報から確認したところ、2018年1月から2020年12月14日までに日本由来の象牙が中国を主とする外国で押収された件数は、少なくとも76にのぼった⁷。一方、TRAFFICが中国および東南アジア4カ国が関わる2019年の押収事件を380件確認したところ、発生件数が最も多いルートは日本中国間のもので、36件にのぼった⁸。中国から日本へ旅行した422名の消費者を対象にして行われた最近の調査⁹によれば、観光目的の旅行者の52%が象牙を中国へ持ち帰ることが違法だと知っていた一方で、日本への旅行前に象牙の購入を計画していた者は全体の19%、日本を訪れた際に実際に象牙を購入したと推定される者は12%に達した。

日本から中国および他のアジア諸国に向けた象牙の違法輸出は現在も全く楽観視できる状況にはない¹⁰。



另类玩具竟是象牙制品 斩断互联网上的象牙走私黑色链条
乌鲁木齐海关缉私局侦办“1.11”象牙走私案纪实

发布时间: 2019-04-17 14:00 星期三 来源: 法制日报-法制网



Source: “Special toy turned out to be ivory – investigations against online ivory smuggling - Legal Daily Newspaper, April 17, 2019.”

合法的国内販売が違法取引を引き起こしている事実はないという日本の断固たる主張にもかかわらず、上述の諸事例は日本から海外へ向けた違法な象牙の流出の防止に重大な欠陥があることを明確に示している。日本税関は、迅速な通関を行う一方で、不正薬物やテロ関連物資が密輸入されぬよう厳格な取締りを行うという、相反する取組みの両立に追われており¹¹、象牙の、しかも輸出の水際取締りに多くを期待することは現実的でない。

■ 日本政府による普及啓発キャンペーンの失敗

国内象牙市場の管理の現実を見ると、その管理の根拠となる「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)は、もっぱら違法に輸入される象牙を排除することにフォーカスしており¹²、合法販売された象牙の密輸出の防止にはまったく無力である。そこで日本政府が開始したのが、政府機関と民間セクターとのタイアップによる象牙輸出が違法であることの普及啓発キャンペーンである。政府は、2017年11月、「関係団体に対して象牙の輸出入禁止に関する通知文書を送付し、主要空港等においては、ポスター等により一般旅行者に対する周知を行った」¹³。また、2018年3月に全国で開催した種の保存法の改正内容に関する説明会¹⁴において、象牙の海外への持ち出し防止について周知を行った¹⁵。しかし、これらの普及啓発の効果は、2018年にハンコ店調査を行い、顧客の輸出意図を知りつつ象牙印を販売する店が多いことを指摘したEIAによって大いに疑問視されるところとなった¹⁶。政府による普及啓発は3年

近く継続されたが、EIAとJTEFが2020年に行った調査では、2018年には海外に持ち出そうとする顧客の意図を知って象牙印の販売を拒んだハンコ店のうち40%近くが態度を翻し、これを売ろうとしたことが暴き出されている¹⁷。



象牙のハンコ ©JTEF

国際社会による、日本の合法象牙市場に対する懸念と東京に対する期待の高まり

こうした状況が続く2019年5月、ビル・デブラジオニューヨーク市長は、姉妹都市である東京都の小池百合子都知事に宛てて、都内の象牙市場を閉鎖するよう求める

書簡を送った¹⁸。東京は、2,525の象牙を取り扱う登録業者が2,936の店舗等の施設(全国の18%)を運営する¹⁹、象牙販売および違法輸出の中心的拠点である。小池知事は、この呼びかけに応え、2020年1月に「象牙取引規制に関する有識者会議」(以下「東京都識者会議」という)を設置した²⁰。

国際社会は、東京都知事の動きに鋭く反応した。2020年の夏には、30以上のアフリカ諸国で構成され、国内象牙市場閉鎖決議案の発案者でもあるアフリカゾウ連合(AEC)²¹を筆頭に、アフリカのNGOら²²、米国魚類野生生物局(USFWS)の元局長²³、ワシントン条約初代事務局長²⁴らが次々と都内の象牙販売禁止を求める要請を行った。同年12月には、ニューヨーク市長室から東京都に対し、市長書簡のフォローアップとしてゾウを保護するためにさらなる行動をとるよう求める書簡が送られている²⁵。

日本の政策決定者、わけても国際社会の期待を集める東京都は、早期に域内の象牙取引禁止の措置をとる旨意思表明できるかどうか、その手腕が問われることになる。そこで、WildAidとJTEFは、違法輸出の原動力となっている象牙ビジネスが、東京の合法象牙市場に巣くっていることを明らかにし、象牙の違法輸出を撲滅するための東京都による大胆な決断を促すこととした。

自分の店で購入した象牙を中国で押収された顧客が10数人いる、と語った中国人業者(東京)

この会社は、国内で仕入れた珊瑚や象牙の工芸品を主に中国人へ店頭販売することを事業としている。種の保存法にもとづき、象牙を取り扱う事業者として登録されている。

その運営する店舗は、多数の宝飾店、アクセサリ店、貴金属買取店などが雑然と立ち並ぶ東京の一角にあった。

WildAid調査員は、2018年10月と2019年11月、一般顧客を装って、中国人経営の会社が運営する小売店を調査した。なお、2020年12月時点でもこの店舗が開いていることを確認している。

販売されている象牙工芸品は、明治時代に日本で製作されたもの、香港の職人が彫ったものなど様々な出自を持つ。高額な商品も少なくなかった。

この会社経営者は、調査員と話すうち、この店舗で象牙を買い付けた顧客が、中国の税関で象牙を発見され、「10何人くらい刑務所に入っている」と語り、さらにそれら顧客の「7割が中国人で、3割が日本人」だと明かした。



会社経営者は次のように述べた：
「うちのお客さんね10人くらい刑務所に入ってるから。」
「そう。税関で。十何人。」
「日本人も何人かいて、7割が中国人で3割が日本人。」

中国本土にいる顧客の注文に応じ、合法的に買い付けた登録全形牙から製造した製品を納品する中国人業者（東京・千葉）

この会社の事業は、象牙工芸品の製造・販売に特化している。その象牙ビジネスは、もともと同社の中国人経営者の父が収集した象牙工芸品の中国人への販売からスタートしたものである。現経営者およびその妻は、自社工場を設け、最近の中国人の嗜好に合わせた象牙製品を製造、小売店舗で主に中国人へ販売するなど、過去10年足らずで新たなビジネスを発展させた。この会社は、種の保存法にもとづき、象牙を取り扱う事業者として合法的に登録されている。

この会社の登記上の本店と象牙製造工場は千葉県にあるが、事業全体を統括する経営拠点は、象牙工芸品の小売販売を行う店舗と事務所のある東京である。他に原材料用の象牙を乾燥、ひび割れさせずに保管するための地下倉庫が存在するが、所在は不明である。

WildAid調査員は、2018年10月および2019年11月、台湾人象牙バイヤーを装って、この会社が運営する小売店および象牙製造工場を調査した。なお、2020年12月にこれらの施設が閉鎖されることなく存続していることも確認している。

小売店における展示販売は、種の保存法にもとづき合法的に行われている

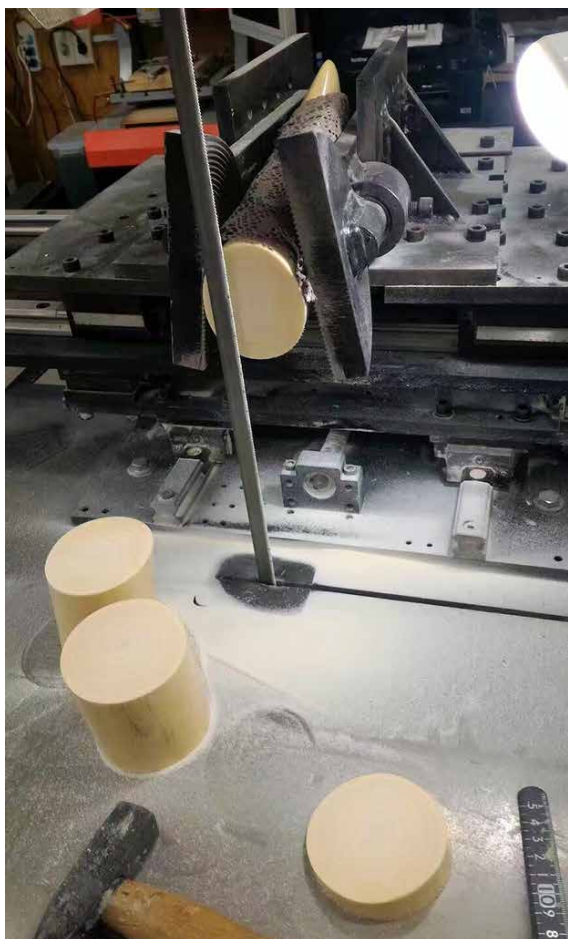
この会社が登録事業者であることが掲示されている店舗には、中国本土、香港、日本と様々な場所で製作されたと見られる多種多様な象牙製品が並ぶ。その一方、自社生産した象牙製品も多数販売されていた。中国本土で非常に人気の高い数珠玉の腕輪やネックレスのほか、大ぶりのペンダントトップ、ストラップなどが見られた。また、中国人に人気のある派手な細工を施したハンコが多数見られた。それらのハンコをペンダントトップに仕上げた製品もある。

国内で仕入れられた全形が保持された牙（以下「全形牙」という）も販売されていた。これらは種の保存法に基づく登録票とともに展示されていた。



象牙製造工場：中国人向け象牙工芸品を製造

この業者は、日本国内で登録された全形牙を合法的に買取り、いったん地下倉庫に保管した後、加工のためにこの工場へ運び込む。運ばれた登録全形牙は、指定サイズの角柱状のカット・ピースに切断されて在庫され、定番商品はそこから切り出される。



登録全形牙は、工場に登録全形牙を指定サイズに切断され、定番商品製造用のカット・ピースとして在庫される。

これらカット・ピースの在庫量が、工場のホワイトボードに記載されていた。標準的な質のものは、4mm角から17mm角まで、1mm刻みの寸法のものが用意されている。これらとは別に、最大サイズとなる断面22mm角もあった。「血牙」と呼ばれる、経営者の妻が「牙の一番質の良い部分」(牙の芯の部分)と説明したカット・ピース(9, 12, 13, 14mm角)と、「皮」と呼ばれる牙の表面から加工される質の低いカット・ピース(8, 9, 10, 12, 14mm角)は、標準品とは別途に在庫されている。ホワイトボード記載のカット・ピース在庫量は、標準品が計19,787個、「血牙」が計615個、「皮」が計8,090個、総計28,492個であった。

血牙	
9mm	16
12mm	256-90
13mm	343
14mm	90

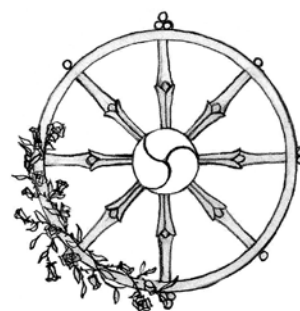
皮	
8mm	4500-550
9mm	2000
10mm	1000
12mm	522-100
14mm	68

象牙カット・ピースの在庫量を掲示する、工場の壁に掛けられたホワイトボード

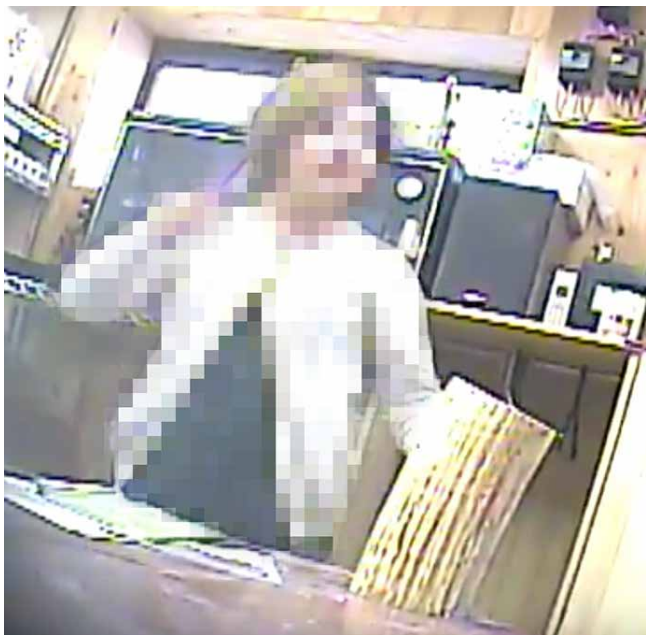
これらのカット・ピースは、中国人の嗜好に合った定番商品に加工され、前述の小売店で販売されることになる。

中国本土からのオーダーに応じて、合法的に取得した登録全形牙を加工

調査員をもっとも驚かせたのは、この業者が本土に所在する者も含めて中国人顧客の個別注文に応じた受注生産を行っていることである。経営者は、調査員が店舗を訪れた際、「中国人のツールク(如来、菩薩等が化身した、チベット仏教の高僧)に法輪²⁶を(製作して)送りましたよ」「(サイズ等について)ツールクからの指示を受けてから作っています。」と明かした。



法輪(イメージ)



そこで、調査員が工場を訪れた際、経営者の妻に、最近トルクに送ったものと同じサイズの法輪を作るかと尋ねたところ、「30kg超の牙が必要ですよ。」「15kgの牙では法輪の幅に足りない。短くて太い牙なら良いかもしれないけれど、そういうものはめったにない。」「全形牙を買いたいということね。」「まず、希望される法輪の最大寸法を教えてください。そうしたら、適当な大きさの牙を見つかります」と答えた。

次に調査員が仏像の加工について尋ねると、「必要な牙のサイズが法輪の場合と違います。仏像用には(使う牙の直径が)たった5cmで足りるものもある。法輪は15cmとか。仏像でも10cm超の牙が必要なものもあります」とのことだった。



さらに経営者の妻は、「実際、全形牙を買ってもらえるとやりやすいんですね。加工賃はディスカウントさせてもらいますよ。(商品を切り出した後に)残った部分は、そちらのもの。お渡しするので、どうされようと自由です」と述べた。つまり、注文品製造の原材料としてふさわしい全形牙の購入資金に加工賃を加えたものが、顧客が支払う代金になるということである。原材料となる全形牙の入手については、経営者が「証明書の原本が付いた象牙しか買わない」と明確に述べていた。実際、全形牙は、確認した範囲ではすべてに登録票が貼り付けられていた。この業者は、あくまで種の保存法にもとづいて合法的に原材料用の象牙を仕入れているようである。



Bが在庫する全形牙には、すべて登録票が貼り付けられていた。

登録全形牙の入手源は、東京都から補助金の支給を受けている象牙組合の元役員

登録全形牙の在庫について明言を洩る経営者の妻であったが、最後に「数百(kg)と思う」と述べ、驚くべきことに、その入手源が「東京象牙美術工芸協同組合」の元役員であることを明かした。同組合は、日本の象牙業界を代表するとともに、東京都から毎年、象牙の国際取引を再開して国内象牙市場に象牙を供給するための活動等を使途とする²⁷補助金を受け取っている²⁸。しかも、象牙の違法輸出を排除するため、ウェブサイトでも²⁹、東京都有識者会議におけるプレゼンテーション資料でも³⁰(組合員等が)象牙製品等を販売する際には、海外に持ち出すことが出来ない旨、顧客に説明するとアピールしている。だが、経営者の妻は次のように打ち明ける。「象牙組合は、日本ではかなり力を持っている。ワシントン条約についてもよ。だから、日本では未だ象牙が禁止されていない。」「私たちは組合員にはなれないけど、その組合役員とは良い関係にあります。」「彼は、今は引いている。」「その人から安値で象牙が買えるんです」。

経営者の妻が述べていることが仮に真実だとしても、象牙組合の元役員がこの業者に対する登録全形牙の販売は違法ではない。その一方、同業者間の取引であることからすれば、販売先の会社が主として中国人顧客向けの商売を行っていることを知らなかったとは考え難い。そうだとすれば、象牙組合の社会的責任および東京都の組合に対する監督責任にかかわる問題といえよう。

違法輸出に依存。 その一方、販売した象牙の密輸出へは直接 関与せず、合法的な国内販売を徹底

この業者は、顧客による象牙の中国その他の国への持ち出しに何らかの協力をしているのか。経営者の妻は次のように述べる。

「私たちがやっていることは、とても単純。支払いを受けたら、お客さんの希望するところに象牙を運ぶ。駅や空港へ。後のことは、お客さん次第。」「(象牙を中国に持ち込めるかどうかは)お客さんの力次第でしょうけど、私は聞いたりしない。単純な話。お客さんは私から象牙を日本で買う、それだけのこと」

この会社は、国外への持ち出しを重々承知しつつ直接手助けしないことを徹底し、違法輸出の補助を詮索されないよう対策している。

結論

日本からの象牙の違法輸出が続いているのは、偶然の仕業などではない。象牙の国内取引に対する規制を遵守しつつ販売後の輸出を「既定のもの」と想定する、そんな巧妙な象牙ビジネスを容易に成立させているのが「ありとあらゆる象牙が売れる合法市場」である。東京に所在する一つの店で購入した象牙を中国へ持ち込もうとした顧客の中で10数人が中国で象牙を押収されたという話は、このことを明確に物語る。別の業者は、自社工場に蓄える数万本の象牙カット・ピースから中国人向け定番商品を製造し、さらには中国本土にいる顧客からの個別オーダーに応じて象牙製品を製造販売している。この業者は、種の保存法にしたがって登録された全形牙を原材料として買い入れ、それを加工した象牙製品を、同法にもとづいて合法的に登録された事業者としてオープンに販売している。違法輸出への関与に嫌疑がかからないようにする方法を熟知し、法に基づく国内市場に関する規制を遵守して、海外需要に応える象牙ビジネスを堂々としているのである。その抑止において、種の保存法による象牙取引管理が、まったく無力であることは明白である。ましてや「象牙の海外持出しは違法です」と普及するキャンペーンなど、業者の嘲笑の対象しかない。日本が違法な象牙輸出へのかかわりを断つためには、ワシントン条約決議を遵守して、緊急にその合法象牙市場を閉鎖する以外に方法はない。特に、日本の象牙販売および違法輸出の中心拠点である東京では、全国レベルの措置を待つことなく都内の象牙取引を禁止すべきである。都民と国際社会は、東京都が近い将来どのような行動をとるのかを注視している。



提言

東京都「象牙取引規制に関する有識者会議」に対して

- ・象牙の違法輸出を防止する手段は合法市場の閉鎖以外にはないことを直視し、東京都に対し都内の象牙取引を禁止する条例を緊急に制定・施行するよう提言すること

東京都に対して

- ・できる限り早急に都内の象牙市場を閉鎖すること、すなわち東京都議会で制定される条例によって、東京都内における象牙の売買ならびに販売目的の陳列および広告を、できる限り速やかに禁止すること
- ・予定日程における 2020 東京大会への準備として、次の措置をとること
 - アイボリーフリー東京に則し、象牙の販売（オンライン販売含む）を、少なくとも 2021 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までは一時的に見合わせるよう、象牙の小売業者を指導する要綱を制定施行すること
 - 同期間中、象牙業者および消費者に対し、同政策の内容を報道発表し、標識、看板、テレビ、ラジオ、新聞等の各種媒体を通じて、海外訪日客に向けては多言語で、教育・普及すること
- ・2020 東京大会後またはそれが予定日程どおりに実施されなかった場合、次の措置をとること
 - 法的な禁止の施行に先立ち、象牙販売の段階的停止を象牙の小売業者に指導する要綱を制定施行すること
 - 「アイボリーフリー」宣言に従って象牙販売を取りやめることとした事業者の氏名・名称を公表してこれを讃えるとともに、認定証及び店舗貼出し用の標章等を交付すること等
 - 象牙販売を継続しようとする小売業者に対しては、自ら販売した象牙が違法に輸出されることがないようにするために執ろうとする措置、象牙の販売記録、購入者に関する基本的な情報を東京都に報告するよう指導すること
- ・警視庁に、違法な国内取引・輸出を阻止するための取締りを強化させること

日本政府に対して

- ・ワシントン条約決議 10.10（第 18 回締約国会議改正）にしたがい、国内象牙市場を緊急に閉鎖すること
- ・税関に対し、象牙の違法輸出の防止に優先順位を置いて取締りを行わせること、またそのために必要な政策的措置をとらせること

注釈・引用

- 1 African Elephant Status Report 2016: an update from the African Elephant Database. Occasional Paper Series of the IUCN Species Survival Commission, No. 60 IUCN / SSC Africa Elephant Specialist Group. IUCN, Gland, Switzerland <https://www.iucn.org/ssc-groups/mammals/african-elephant-specialist-group>
- 2 CoP18 Doc. 69.5 "Implementing Aspects of Resolution Conf. 10.10 (Rev. Cop17) on The Closure of Domestic Ivory Markets" <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-05.pdf>
- 3 外務省、経済産業省、環境省、2016 https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/003_01_00.pdf
- 4 CoP18 Doc. 69.5
- 5 CITES Decision 18.117-18.119 <https://cites.org/sites/default/files/eng/dec/valid18/E18-Dec-.pdf>
- 6 東京都知事記者会見（2020 年 1 月 10 日）資料 https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/01/documents/20200110_03.pdf
- 7 EIA. Japan's Illegal Ivory Exports. <https://eia-global.org/japansillegaliivoryexports>
- 8 TRAFFIC (2019). USAID Wildlife Asia Counter Wildlife Trafficking Digest: Southeast Asia and China, 2019. <https://www.traffic.org/site/assets/files/13112/uwa-traffic-cwt-2019-digest.pdf>
- 9 GlobeScan Incorporated / WWF. 2020. Beyond the Ivory Ban: Research on Chinese Travelers While Abroad. <https://wwf.panda.org/?968516/Ivory-Consumption-Chinese-Travelers>
- 10 西野亮子、北出智美、(2020). TEETERING ON THE BRINK 日本のオンライン象牙取引、TRAFFIC, Japan Office https://www.wwf.or.jp/activities/data/20201208_wildlife03.pdf
- 11 財務省ウェブサイト「我が国税関における水際取締りの現状と課題」 https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201707/201707c.html
- 12 環境庁野生生物保護行政研究会、1995. 絶滅のおそれのある野生動物種の国内取引管理 絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存 関する法律解説. 中央法規
なお、密輸入象牙を合法市場から排除するための仕組みも抜け穴だらけである点については、以下を参照。
EIA&JTEF. 2000. 違法な海外持出しに我関せず 象牙印を進んで販売するハンコ店 - 印章小売業者に対するスナップショット調査
https://content.eia-global.org/assets/2020/12/Willing+to+Sell_EIAJTEF_2020+JPN.pdf
- 13 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会、2017. 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会フォローアップ報告書 https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20171122001_1.pdf
- 14 経済産業省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/seminar_30_shunohozon.html
- 15 説明会で配布された資料では次のように述べられている。「訪日旅行者は海外に当該製品を持ち出す可能性が高く、外為法に基づく必要な手続を執らずに象牙製品を母国へ持ち帰ると外為法違反になります。このため、象牙製品販売者は購入者に象牙の輸出入が原則禁止であることを注意喚起していただくとともに、場合によっては販売を自粛するという判断も必要と考えられます。」
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/downloadfiles/faq.pdf
- 16 EIA. 2018. 象牙のハンコ：日本の違法な象牙取引 & アフリカゾウの悲劇の元凶 https://content.eia-global.org/posts/documents/000/000/789/original/EIA_Hanko_J_Report_Final_HiRes.pdf
- 17 EIA&JTEF. 2020
- 18 2020 NYC Mayor's Office of Animal Welfare website <https://mailchi.mp/84063665b197/december-2020-newsletter>
- 19 以下から算出。自然環境研究センター ウェブサイト（2020 年 7 月 31 日時点）：<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/files/tourokubo.pdf>
- 20 東京都知事記者会見（2020 年 1 月 10 日） <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/01/10.html>
- 21 <https://africanelephantjournal.com/appeal-to-tokyo-to-end-the-trade-in-elephant-ivory/>
- 22 Save the Elephants <https://www.savetheelephants.org/about-ste-2/press-media/?detail=save-the-elephants-lends-voice-to-tokyo-ivory-campaign-ahead-of-world-elephant-day>
- 23 WildlifeDirect <https://wildlifedirect.org/wildlifedirect-calls-on-tokyo-to-ban-ivory-trade>
- 24 Association of Zoos and Aquariums <https://www.aza.org/aza-news-releases/posts/letter-to-the-governor-of-tokyo>
- 25 Peter H. Sand https://content.eia-global.org/assets/2020/08/20200619_Sand+to+Honorable+Yuriko+Koike.pdf
- 26 2020 NYC Mayor's Office of Animal Welfare website
- 27 車輪にたとえられる仏の教え（広辞苑）を実際に車輪様にデザインしたもの。インド国旗の中央にも配されている。
- 28 東京都ウェブサイト <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/jouhoukoukai/shishutsu/shoko-h30-01.pdf>
- 29 同象牙組は、平成 30 年度に約 840 万円、令和元年度に約 830 万円の補助金を受けている。 <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/jouhoukoukai/shishutsu/H30/shoko/>
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/jouhoukoukai/shishutsu/R1/shoko/index.html>
- 30 東京象牙美術工芸協同組合ウェブサイト http://www.tokyo-ivory.or.jp/osirase/20191106_3.pdf
- 31 東京都ウェブサイト https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/2021/01/images/zouge3_zougekumiai_4.pdf

WILDAID



認定 NPO 法人トラゾウ保護基金 | 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 3 階
TEL: 03-3595-8088 | hogokikin@jtef.jp | Website: jtef.jp

WILDAID USA | 333 PINE STREET, SUITE 300, SAN FRANCISCO CA 94104
TEL: 415.834.3174 | INFO@WILDAID.ORG | WILDAID.ORG